

生駒市規則第 1 2 号

生駒市中小企業融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

生駒市長 山下 真

生駒市中小企業融資規則の一部を改正する規則

生駒市中小企業融資規則（平成 1 2 年 3 月生駒市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(13) 次に掲げる者に該当していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

第 3 条に次の 1 号を加える。

(4) 前条第 1 3 号アからウまでに掲げる者に該当していないこと。

附 則

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。